

邑楽町告示第145号

令和6年第2回邑楽町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年6月5日

邑楽町長 橋 本 光 規

1. 期 日 令和6年6月10日
2. 場 所 邑 楽 町 役 場 議 場

○応招・不応招議員

○応招議員（14名）

1 番	山 本 裕 子 議員	2 番	三ツ村 由 紀 議員
3 番	武 井 清 二 議員	4 番	新 村 貴 紀 議員
5 番	神 山 均 議員	6 番	蟹 和 孝 一 議員
7 番	佐 藤 富 代 議員	8 番	小久保 隆 光 議員
9 番	黒 田 重 利 議員	10 番	瀬 山 登 議員
11 番	松 島 茂 喜 議員	12 番	塩 井 早 苗 議員
13 番	原 義 裕 議員	14 番	松 村 潤 議員

○不応招議員（なし）

令和6年第2回邑楽町議会定例会議事日程第1号

令和6年6月10日（月曜日） 午前10時開会

邑楽町議会議場

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 同意第 4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 同意第 5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 5 同意第 6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第 6 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町税条例の一部を改正する条例)
- 第 7 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例)
- 第 8 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第 9 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号)
- 第10 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(令和6年度邑楽町一般会計補正予算 第1号)
- 第11 議案第23号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第12 議案第24号 邑楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第25号 邑楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第26号 邑楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第27号 工事請負契約の締結について
(大黒第2町営住宅建替事業新築建築工事)
- 第16 議案第28号 工事請負契約の締結について
(大黒第2町営住宅建替事業新築機械設備工事)
- 第17 議案第29号 工事請負契約の締結について
(大黒第2町営住宅建替事業新築電気設備工事)

第 18 議案第 30 号 町道の路線認定及び廃止について

○出席議員（１４名）

１番	山 本 裕 子	議員	２番	三ツ村 由 紀	議員
３番	武 井 清 二	議員	４番	新 村 貴 紀	議員
５番	神 山 均	議員	６番	蟹 和 孝 一	議員
７番	佐 藤 富 代	議員	８番	小久保 隆 光	議員
９番	黒 田 重 利	議員	１０番	瀬 山 登	議員
１１番	松 島 茂 喜	議員	１２番	塩 井 早 苗	議員
１３番	原 義 裕	議員	１４番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
関 口 春 彦	副 町 長
小 林 淳 一	教 育 長
石 原 光 浩	総 務 課 長
齊 藤 順 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
横 山 淳 一	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
田 中 敏 明	健 康 づ くり 課 長
川 島 隆 史	子 ども 支 援 課 長
金 井 孝 浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
小 島 拓	商 工 振 興 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
野 中 和 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
松 崎 澄 子	学 校 教 育 課 長
藤 田 和 良	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開会及び開議の宣告

○黒田重利議長 ただいまから令和6年第2回邑楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

〔午前10時02分 開議〕

◎諸般の報告

○黒田重利議長 日程に入る前に諸般の報告をします。

監査委員から監査結果の報告がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今期定例会に説明員として出席通知がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、町長から令和5年度分の繰越明許費繰越計算書について提出がありましたので、配付しておきましたから、ご了承願います。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○黒田重利議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により、議長において原義裕議員、松村潤議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○黒田重利議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から14日までの5日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの5日間と決定しました。

◎日程第3 同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第3、同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の教育委員会教育長である邑楽町大字篠塚在住の小林淳一氏の任期が令和6年8月9日をもって満了となりますので、次期教育長として同氏を引き続き任命いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第4号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第4 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて

○黒田重利議長 日程第4、同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の監査委員である邑楽町大字赤堀在住の矢島正広氏の任期が令和6年8月31日をもって満了となりますので、次期委員として同氏を引き続き選任いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第5号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第5 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め
ることについて

○黒田重利議長 日程第5、同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

本町の固定資産評価審査委員会委員である松原茂雄氏の任期が令和6年6月18日をもって満了となりますので、次期委員として邑楽町大字中野在住の山口多恵乃氏を選任いたしたくご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより同意第6号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎日程第6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）

○黒田重利議長 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

改正の主な内容は、町民税関係では令和6年度分の個人住民税の特別税額控除、固定資産税関係では課税標準の特例に関する規定の整備等、所要の改正等を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 3月31日に専決処分ということで、先ほど町長のほうからも説明ありましたが、3月30日に公布されたというようなことのございます。この税制改正の大綱の閣議決定というのが昨年12月22日にあったようですが、昨年12月からその改正についても本格的に動き出したかなというふうに思っていますが、この案件について時系列的な流れというものがありましたら説明していただければと思います。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 加えまして、ちょっと私のほうで説明が不十分でしたけれども、例えば改正

される内容等の通知の收受日、あとは法規審査の関係、そういう関係とか、先ほどは法律の成立等がありましたが、その辺はいいのですが、その辺について順次おおよその流れというものをお知らせいただければと思います。

○黒田重利議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

税制改正大綱につきましては、政府のほうでまず閣議決定をされたということで、神山議員のおっしゃるとおりでございます。その後に国等で説明会等ございまして、群馬県が代表してそちらに赴き、その内容につきまして各市町村に改正内容等、例示がされるところでございます。年を明けまして、3月上旬、もしくは中旬ぐらいに市町村に対して群馬県が説明を行いまして、いわゆる条例の改正に着手をするというところになります。改正の案ができましたらば、うちでいう総務課の行政係に法規審査を依頼いたしまして、その結果を踏まえて長に稟議をし、専決処分を行ったと、こういった手順でございます。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

そうしますと、今のお話からしますと3月上旬に県のほうで説明があったというようなことだと、どうしても3月議会の定例会の中では当然議案として上程するのは難しいのかなというふうに認識をいたしましたが、その中全部がこの3月30日に公布をされてというふうな内容なのでしょうか。

○黒田重利議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

全部という内容の意味がちょっと承知をしかねるのですが、地方税法等の一部を改正する法律につきましては、それ以外に政令でありますとか、その他の国における法律、政令等の改正が行われて3月30日に公布、4月1日に施行ということになります。それを踏まえて税条例の改正を行うということになります。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 私もまだまだ勉強中なのですが、1点、令和6年2月21日公布、総務大臣、地方税法の一部を改正する法律というのがございまして、令和6年度能登半島地震災害の被災に関する、要するに能登半島災害に係る雑損控除額等の特例というようなものがあるようなのですけれども、そこについては恐らく2月の時点で公布をされているというので、その辺について県のほうからもう少し早めに説明があったのかな、通知があったのかなというふうに思っておりますが、そういうふうなことも踏まえて全部だというような表現をさせていただいたのですが、課長のほうの説明で私的には了解いたしました。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）

○黒田重利議長 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、地方税法等の改正に伴い、条例で引用している該当条項の条文整備であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町都市計画税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第3号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○黒田重利議長 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和6年3月30日に公布され、4月1日から施行されることに伴い、邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

今回の改正は、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を2万円引き上げるとともに、減額の対象となる所得基準の見直しを行うものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（邑楽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第4号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）

○黒田重利議長 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額するための経費が必要になりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万9,000円を追加し、予算の総額を4億382万9,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付で専決処分を行った次第であります。

歳入については、後期高齢者医療保険料116万9,000円の増額であり、歳出については後期高齢者医療広域連合納付金116万9,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計補正予算 第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第5号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度
邑楽町一般会計補正予算 第1号）

○黒田重利議長 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度邑楽町一般会計補正予算 第1号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由の説明を申し上げます。

令和6年度邑楽町一般会計補正予算（第1号）につきましては、令和5年11月2日閣議決定の総合経済対策により創出された物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した新たな給付事業を実施するための経費が必要になりましたので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,420万9,000円を追加し、予算の総額を107億3,420万9,000円とする補正予算を地方自治法第179条第1項の規定に基づき、5月21日付で専決処分を行った次第であります。

歳入については、国庫支出金3億3,420万9,000円の増額であり、歳出については総務費3億3,420万9,000円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度邑楽町一般会計補正予

算 第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、承認第6号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎日程第11 議案第23号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について

○黒田重利議長 日程第11、議案第23号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題とします。

町長から提案理由の説明をお願いいたします。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第23号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が令和6年12月2日に施行され、被保険者証が廃止されることに伴い、広域連合の処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合の規約の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第23号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第24号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第12、議案第24号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第24号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における保育士、保育従事者の配置基準について、本条例の一部を改正する必要が生じたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第24号 呂楽町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第25号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事

業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正

する条例

○黒田重利議長 日程第13、議案第25号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第25号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等が令和6年4月1日から施行されたことに伴い、特定教育・保育施設における運営規程の概要等の重要事項について、インターネットでの公開及び保育サービス内容書類の交付方法について、特定の媒体の種類を示さない電磁的記録媒体とするため、本条例の一部を改正する必要が生じたため、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第25号 呂楽町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第26号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○黒田重利議長 日程第14、議案第26号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第26号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令の改正に伴い、本条例で引用している該当条項の条文整備が必要となりましたので、ご提案申し上げる次第であります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第26号 呂楽町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第27号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅
建替事業新築建築工事）

○黒田重利議長 日程第15、議案第27号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅建替事業新築建築工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第27号 工事請負契約（大黒第2町営住宅建替事業新築建築工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

大黒第2町営住宅の建替新築工事を施工するため、去る5月15日、条件付一般競争入札を執行した結果、株式会社徳川組が11億6,490万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、副町長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 議案第27号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。契約の目的、大黒第2町営住宅建替事業新築建築工事、契約の方法は条件付一般競争入札、契約の金額、11億6,490万円、契約の相手方、邑楽町大字赤堀1111番地、株式会社徳川組、代表取締役、又野將でございます。

工事の場所は、邑楽町大字篠塚1717番地1ほかであります。

また、工事の概要につきましては、鉄筋コンクリート造3階建て、延べ床面積は2,584.12平方メートルでございます。

共同住宅といたしまして、単身及び2人以上タイプ36戸、2人以上タイプ18戸、合計54戸でございます。

工期につきましては、ご承認をいただいた日から令和7年12月28日までを予定するものでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 ただいま副町長のほうから説明いただきましたが、副町長に若干お伺いをいたしたいと思います。

入札方法が条件付一般競争入札ということでございますが、一般競争入札との違いや、今回この入札方法を選択した理由についてお伺いをいたします。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 ご回答申し上げます。

条件付一般競争入札につきまして、この条件につきましては、地方自治法施行令の中で受注業者

の規模ですとか、所在地等の条件を付することができるという規定がございまして、そういったものをつけた場合には条件付という形で一応表示して入札を執行しております。

それと、今回一般競争入札を選定した理由としましては、町の基準に基づきまして、建築工事におきましては……申し訳ありません、一定基準以上の金額については一般競争入札を執行するというのが基準になっております。金額については、今はっきりと覚えておりませんので、申し訳ありませんが、土木工事ですと5,000万円、建築については1億円だったと思います。以上のような理由で今回一般競争入札を予定させていただきました。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、今回入札参加業者が4者ということなのですから、もう少し増やしてさらに競争原理というのを働かせるというような考えというのはなかったのでしょうか。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 公共工事の入札につきましては、先ほど説明した一般競争入札というのが原則になっている。条件付の場合でも原則になっております。それは、こちら側から業者を指名して業者を選ぶという行為をできるだけ排除したいということがあります。そういう意味で今回一般競争入札を採用したわけですが、そうはいいましても先ほど言いましたように、事業の担保ですとか完成後のメンテナンスとかということも考えまして、今回であればこの地域を館林土木事務所管内と太田土木事務所管内ということで指定しました。この中に今回指定した建設業者の規模、経営審査の点数が950点以上という規定を設けたのですが、その業者が10者ほどありました。そういうことであれば、その中で競争が十分できるのではないかというふうに考えたわけです。結果的に5者ということで、申込みのあったところがそれだけということでありまして、これはあくまでもこちら側が業者を名指しするのではなくて、業者の自主的な判断で申し込まれた結果がそうであったというふうに考えております。一般競争入札の範囲等を定める場合は、そういったところ、どのぐらいの業者数があるのかということも考慮した上で条件等を設定していきたいと思っております。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 過日の全員協議会の中でも私以外の議員からちょっと心配の声が上がりましたけれども、この契約を締結するに当たり、当然それは契約書を作成するものだというふうに思っていますが、契約を締結するに当たりまして、適用される根拠法令、これは何に基づいて契約書が作成されるのかということが1点。

それから、ここが重要なのですが、瑕疵担保の部分です。その内容、それから瑕疵担保の期間等を含めて具体的にどのような設定をされているのか、その点についてまずは伺いをしたいと思い

ます。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 まず、契約の根拠等の法令につきましては、邑楽町では県の標準約款等を採用しております。この県の建設工事の標準約款につきましては、建設業法に基づきまして公共事業用に構成されているものだと考えております。

また、瑕疵等につきましては、一般のものについては2年、重大な瑕疵については10年ということとでその約款のほうに記載しております。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 瑕疵担保の部分も含めてなのですけども、今副町長がおっしゃった内容は、群馬県のほうの標準約款に基づいてということでございました。国のほうにも当然公共工事の請負の部分については約款が定められていて、そこの第44条のところにはやはり、今回は中央公民館とは違い、町営住宅ですので、人が当然住むということで住宅としての扱い、これは細かく言うと住宅の品質確保の促進等に関する法律、これに基づいてその中に記載されている瑕疵担保期間、こういったものの設定が当然促されるということであろうと思うのですけれども、その部分については私の認識が間違っているのでしょうか。そこを確認したいのですけれども。

それから、先ほど1回目の質疑の中で申し上げましたが、瑕疵担保の期間、軽微なものについては2年、重大なものについては10年ということだったのですが、具体的にこういった事例の場合は2年なのか、こういった事例の場合は10年なのか、その点についてもお示しをいただきたいと思います。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 最初の住宅ということでの法の適用につきましては、誠に申し訳ありませんが、確認をして適用ということになれば、それも含めた形で契約に盛り込んでいきたいというふうに思います。

あと、軽微なものと重要なものについては、実質的には一律にはなかなか規定はできないかなと思いますけれども、重要なものにつきましては、先ほどもちょっと出ましたけれども、雨漏りですとか、障害によって建物の強度とか、そういうのに影響があるようなものについては重大な瑕疵ということになると思います。軽微なものというのはそれ以外になりますけれども、例えば建具が壊れたとか、そういったものを例示すればそういったものが軽微なものに当たるのではないかなというふうに思います。実際問題あまり事例として一律的には発生しておりませんので、その都度中身を見て決定していきたいと思っております。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 今の副町長の答弁ですと、正直言って私は理解ができないというか、説明が
つかなかったということです。そもそも先ほども申し上げましたけれども、中央公民館に関しては
住宅ではありません。人が住んでおりませんので、実際に雨漏りは発生しましたが、瑕疵担保の部
分でいろいろもめました。実際そういう事例があったわけです。ところが、今度建設しようとして
今議題に上がっているのは、まさに人が住む住宅ですから。当然住宅においては、国の約款の中か
らすると、先ほども申し上げましたけれども、第44条の部分で瑕疵担保というところが設定されて
おり、その中でいわゆる住宅の品質確保の促進等に関する法律、それに準じて瑕疵担保期間を決め
ると、10年と書いてありますけれども、いうふうになっています。それを実際に適用して、それで
契約書を作って、その契約で締結したいのだというような提案であれば私も納得はいくのですが、
その部分は後に確認してから、それがもし適用されるようであればそこも織り込んでいきたいとい
うような、今の段階ではそういう段階です。私は、この金額からしても全て、別件ですが、電気も
機械設備も入れれば合計で15億7,850万円、これは1年間の邑楽町の一般会計予算の約15%です、
単年度で言えば。それだけやはり多額の投資をするということです。当然その契約を今結ぼうとし
ている段階で私どもこの議会に諮っているわけですが、実際に瑕疵担保の部分がしっかり説
明できていない段階で私は評決に至るというのは、これはちょっといささか問題があるのではない
かなと。なぜならば、それだけ重要な案件です。賛成多数で通れば、通した議会にも何かあったと
ときには当然責任が及ぶと、そういうこともあろうかと思えます。ですから、瑕疵担保の部分とい
うのは非常に重要でありますので、その部分をしっかりと説明がつく状況にさせていただくために私は
一旦休憩を取って、その部分を調べていただいて明快な回答をいただきたいと思っていますので、
ここで休憩の動議を提出させていただきたいと思います。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 今松島議員のほうから動議が出されました。賛成議員がいらっしゃいますので、こ
こで一旦休憩を挟みます。

〔午前10時59分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

〔午前11時39分 再開〕

○黒田重利議長 休憩の動議が出されましたが、私の判断で休憩をいたしました。ご了承お願いいた
します。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 先ほど3度目の質疑の途中で休憩の動議を私のほうから提出させていただい
て、今議長判断ということだったのですが、休憩に入りました。休憩に入った理由といたしまして

は、私が質疑した内容に誠実にお答えがいただけなかったということで、休憩を取って、その間執行側にしっかりとちゃんとした説明がつくようにということでお願いをしたわけでございますので、それについてご答弁を再度いただきたいと思います。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

こちらのほうで契約の内容等を十分に熟知していないまま不明確な回答等を申し上げてしまったということで、大変申し訳なく思います。今回の契約内容につきまして、予定している契約約款等を確認したところ、いわゆる雨漏り等の、以前は瑕疵と言っていたものなのですが、現在の標準約款では契約不適合責任ということで定められていまして、標準約款の中では第53条の中で定められております。その中の期間につきましては、第8項で、ちょっと条文を読ませてもらいますが「この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には」ということで、これにつきましては今回は公営住宅ということで、これに該当する住宅新築請負契約であるというふうに認識しております。その場合には「工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める部分の瑕疵」、括弧書きで「(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)」について請求等を行うことができる期間は、10年とする」という規定を設けておりますので、これに基づいて10年ということで契約のほうは結ぶ予定でございます。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 ちょっとまだ今おっしゃった内容の中で確認したいことが1点ございますので、4回目の質疑ということで認めていただきたいのですが、よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

○黒田重利議長 はい、許可します。

○11番 松島茂喜議員 今副町長の答弁の中にありましたが「住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条に定める部分の瑕疵」、括弧で「(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)」について「修補又は」の次ですが「請求を行うことのできる期間が10年」というようなお話でしたが、これは損害賠償の請求ができる期間を10年としているのか、そうではなくて何らかほかの請求をしようとするものが10年とされているのか、その点についてちょっと私が聞き取れなかった部分もあるので、ご説明をいただきたいのと、結果的には私が1回目の質疑、また2回目の質疑でお話をさせていただきましたが、結局のところやはり住宅の品質確保の促進等に関する法律の部分が適用される契約でなければならないということです。であるならば、中央公民館の事例がございました。これは、ご存じない方々もいらっしゃるのですが、あえてまた私のほうからちょっとお話をさせていただきますが、中央公民館は建設引渡しから約1年半で壁面からの雨漏りが発生したということで、これは大きな問題になりました。なかなかその責任の所在、瑕疵がどこにあるのかという部分についてはっきりしないまま約1年間何の修復もせずに経過してしまったということがありまし

た。

それから間もなく議会の中でもいろいろと私のほうからも一般質問等を通じてその問題についてただしてきましたが、当時の副町長からこういう提案があったのです。工事をするに当たって足場をかける。その足場の料金を町と業者で折半、そういった方向で考えているというような報告がありました。これには到底納得できないということで、責任は町には一切ないにもかかわらず、なぜ足場を設置する工事費に半分皆さんの血税を使わなくてはならないのか。これは駄目だろうということで再三にわたり協議をし、結果的には施工業者が道義的な責任はあるのでということで、そちらの施工業者の負担で雨漏りの補修を行っていただいたという経過があります。今のところ雨漏りは止まっているということで何よりなのですけれども、そういった前例もある中で、普通であれば瑕疵担保の部分については事前に我々議会に詳細にわたって説明があつてしかるべきのところ、しかしながら出てきたのは紙1枚です。あと、間取り図みたいなものではないですか。それで、契約の内容的には何ら説明もなくこれ同意してくれと言っても、これはいささか私は乱暴ではないかなというふうに思います。その部分についても今後は改めていただく必要性もあると思いますけれども、今伺った2点について再度お伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

2点目の内容につきましては、議会には議会で承認を得るべき内容というのが定めておりますので、その内容について議会のほうのご承認をいただくという形でご理解いただきたいと思います。ただ、その前段として委員会、全員協議会等で契約いただく内容の説明はしておりますので、その中で先ほど述べられたようなものについても、どこまでやるのがいいのかというのはちょっとボリュームの問題もありますけれども、議会のほうと協議して必要な部分は説明できるようにしていきたいと思います。

あと、もう一点につきましては、誠に申し訳ありません。私のほうで質問の趣旨等を十分に理解をしていなかったのだと思います。中央公民館の一連の経緯についてご説明いただきましたけれども、そういったことがないように、ないようにというのは、建物の瑕疵等によって混乱等がないようにもちろんしていきたいと思っております。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 私が最初に伺った質問の趣旨がよく理解できていないということなので、もう一度私のほうからちょっと分かりやすくお話をしたいと思います。よろしいですか。

○黒田重利議長 許可します。

○11番 松島茂喜議員 結局のところ、最初副町長がおっしゃったのは、この契約は何の根拠法令に基づくものかと私尋ねたら、県のほうの工事約款に基づいてというお話でありました。しかし、私

のほうから国が定める公共工事の約款の中を見れば、今回は当然、人が住まわれる住宅だということなので、住宅の品質確保の促進等に関する法律を適用した中での瑕疵担保責任ではないかというようなお話を申し上げました。結果、調べていただいたら、それに該当するということなのでしょうけれども、その部分の条文について副町長が先ほど読み上げました。読み上げた中で、その請求できる期間が10年ということだったのですが、実際には何を請求する期間が10年なのか、私のほうで聞き取りができなかったので、その部分についてお尋ねをいたしますというお話をさせていただきました。ご理解いただけたでしょうか。では、答弁をお願いします。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 大変失礼いたしました。この契約不適合を理由とした、請求できるのが履行の追加の請求、直すとかやり直すとか、それと場合によってはというか、それができない場合には損害賠償の請求、条文上は代金の減額の請求や契約の解除も含まれておりますが、以上のような内容が10年間請求できる内容となります。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 それでは、最後に確認して終わりますが、結果的に住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づいた契約を結んでいって、実際に問題が生じた場合、損害賠償請求などを行わなくてはならないような状況が起きた場合はしっかり毅然とした態度でそれに対しては臨むという姿勢を町側とすると見せるということによろしいですか。前回の事例もありますので、その点については私は町長に最後に確認をしたいと思います。やはりそこがしっかり担保されていないと契約を結ぶに私は至る話ではないのかなと思っておりますので、明快なご答弁をいただきたいというふうに思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

○橋本光規町長 お答えいたします。

事例が生じたときに個々の内容によって判断をされるべきものだと思いますけれども、町にも顧問弁護士等おります。この間様々な判例等もありますので、そういったものに照らし合わせてきちんと瑕疵担保責任、契約不適合を請求するものであれば法にのっとって請求すべきものというふうに考えています。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 ちょっと長くなって大変申し訳ありませんでしたが、冒頭にも申し上げましたが、約16億円、総額では投じてする一大事業ということであります。金額だけのことではないのですけれども、やはり前例に照らしたり、それから今後町営住宅が、本当に町営住宅を利用し、よかったなと思っていただける町民の皆さんが出てくることを期待しているところでありますが、建

物であります、箱物でありますので、当然不具合等起こってくる可能性もあるわけではありますが、そのときにやはり後ろ盾となるのはこういった契約の中身であります。そういった契約の中身をしっかりと今後は事前にできる限り、まだ仮の段階でしょうけれども、契約する前でしょうから、そういう段階であっても重要な部分については議会に提示をしていただく。そういった作業がされることでこういった質疑もなくなるのではないかと、スムーズに審議が進むのではないかというふうに思いますので、その点も一つお願いとして言わせていただきたいというふうに思います。間違いのない工事をしていただくようにぜひお願いをしていただきたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 先ほどお話を聞いておりまして、ちょっと疑問が湧いたのですけれども、雨漏り等含めて瑕疵が発生して、その家財、要するに居住をしている方の家財に何らかの支障があった場合は、これは町が補償するのでしょうか、それとも建築を行っている会社のほうに補償してもらうというふうな形になるのでしょうか。そこのところというのが決まっていたらば教えていただいていいですか。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 これにつきましては、明確な規定というか決まりは私のほうでは存じ上げておりません。重大な瑕疵に基づく明らかな不法行為というのですか、建築基準法違反ですとか、そういうものがある場合にはそれについて、今回賃貸ですので、貸している町のほうの責任が一定程度発生するのではないかなと思います。もちろん町は、それが先ほどの瑕疵に当たる場合には建設業者のほうに請求するということになると思います。一律的に法的な基準等には十分明確に確認しておりませんので、先ほど町長が述べたようにその場合は弁護士等とも相談して適切に対応したいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○４番 新村貴紀議員 家財の中には家電製品とかあると思います。もう雨で濡れてしまうと通電の問題で使えなくなるというものとか、やはり雨にかかるとその商品の価値がなくなるということもあると思います。どちらかが持つということも重要だと思いますが、そういうことが起きたときにやはり町としても住民の方に真摯的な対応を取っていただきたいと思います。

○黒田重利議長 要望でよろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第27号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅建替事業新築建築工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第28号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅
建替事業新築機械設備工事）

○黒田重利議長 日程第16、議案第28号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅建替事業新築機械設備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第28号 工事請負契約（大黒第2町営住宅建替事業新築機械設備工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

大黒第2町営住宅の建替新築工事を施工するため、去る5月16日、指名競争入札を執行した結果、株式会社神寛が2億4,750万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、副町長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 議案第28号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。契約の目的、大黒第2町営住宅建替事業新築機械設備工事、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、2億4,750万円、契約の相手方、館林市松原2丁目6番26号、株式会社神寛、代表取締役、神谷晋太郎でございます。

工事の場所は、建築工事と同じく邑楽町大字篠塚1717番地1ほかであります。

工事の概要につきましては、建築本体工事に関連する機械設備工事としまして衛生器具設備、屋内外の給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、プロパンガス設備工事、換気設備工事、浄化槽設置、自動制御設備などがございます。

工期につきましては、建築工事と同期日の令和7年12月28日を予定するものでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第28号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅建替事業新築機械設備工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第29号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅
建替事業新築電気設備工事）

○黒田重利議長 日程第17、議案第29号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅建替事業新築電気設備工事）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第29号 工事請負契約（大黒第2町営住宅建替事業新築電気設備工事）の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

大黒第2町営住宅の建替新築工事を施工するため、去る5月16日、指名競争入札を執行した結果、大光電設株式会社が1億6,610万円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、副町長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 議案第29号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきまして、次のとおりでございます。契約の目的、大黒第2町営住宅建替事業新築電気設備工事、契約の方法、指名競争入札、契約の金額、1億6,110万円、契約の相手方、館林市日向町1019番地4、大光電設株式会社、代表取締役、持田弘一でございます。

工事の場所は、建築工事と同じく邑楽町大字篠塚1717番地1ほかであります。

工事の概要につきましては、建築本体工事に関連する電気設備工事といたしまして、幹線設備工事、共用電灯設備工事、住居配線設備工事、電話設備工事、テレビ共聴設備工事、火災報知設備工事、外構工事、太陽光発電設備工事、監視カメラ設備工事、インターホン設備工事等でございます。

工期につきましては、建築工事、機械設備工事と同時期の令和7年12月28日を予定するものでございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

塩井早苗議員。

○12番 塩井早苗議員 お願いがあるのですが、私去年とおとしあたり、この審議会委員に入っていて、この建物を造りましょうという段階に意見を申し上げていましたが、その間に議会のほうに対して、皆さんに対して担当者のほうから説明がなくて、今回初めてこの契約ができてからの説明なので、もう少し詳しい設計書または建て図というのですか、想像の絵とかがありますけれども、そういうのを委員の皆様にご提示くださるようお願いいたします。

以上です。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 委員会、全員協議会等で建て替え計画ですとか立面、あとプランの種類、その程度のものについてご提示させていただきました。もっと具体的な各部屋の間取りの図面ですとか、そういったものということですので、基本的な計画について、こちらで予定しているのが工事用の図面になりますので、若干見にくい部分もあると思うのですが、その辺を基本的な部分については議会のほうにお出ししたいと思っております。

以上です。

○黒田重利議長 よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第29号 工事請負契約の締結について（大黒第2町営住宅建替事業新築電気設備工事）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第30号 町道の路線認定及び廃止について

○黒田重利議長 日程第18、議案第30号 町道の路線認定及び廃止についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

橋本町長。

〔橋本光規町長登壇〕

○橋本光規町長 議案第30号 町道の路線認定及び廃止について、提案理由の説明を申し上げます。

民間開発及び町道の利用状況の変更に伴う路線認定及び廃止をいたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、副町長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○黒田重利議長 関口副町長。

〔関口春彦副町長登壇〕

○関口春彦副町長 議案第30号 町道の路線認定及び廃止につきまして、補足説明を申し上げます。

お手元に配付してございます町道路線認定調書及び町道路線廃止調書のとおり3路線を認定し、1路線を廃止いたしたく道路法第8条第2項の規定に基づきご提案いたします。

また、それぞれの調書の整理番号と路線図の番号は符合しております。路線認定が延べ延長64.1メートルの減となる予定でございます。

以上で補足説明を終わります。

○黒田重利議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第30号 町道の路線認定及び廃止についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

明日11日は午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 本日はこれにて散会いたします。

〔午後 零時10分 散会〕